

南関町放課後児童健全育成事業実施要綱（平成14年9月30日告示第111号。以下「要綱」という。）に基づき、事業を実施するに当たり、当該事務を適正かつ円滑に実施することを目的に入所事務取扱基準を定める。

なお、特段の定めがない場合、年齢及び学年は、事業を実施する年度の4月1日時点のものとする。

1 入所資格要件（要綱第3条に定める対象児童）

児童クラブに入所できる児童は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 次の要件をすべて満たしているものとする。

ア 小学校に就学している児童であって、その保護者（ただし、父母以外である場合、18歳以上65歳未満の者に限る。以下同じ。）が労働等により昼間（放課後及び授業の休業日に保育が必要な時間をいう。以下同じ。）家庭にいないこと

イ 南関町内の小学校に在学していること

ウ 身体障害者手帳若しくは療育手帳又は障害福祉サービス受給者証の交付を受けている児童、特別支援学級に在籍（予定を含む）している児童又は医師により心身障がいの診断をされた児童（以下「障がいを有する児童等」という。）にあつては、運営事業者と保護者で事前に十分な面談を行い、通所、集団生活及び行動への対応並びに必要な支援内容等を確認し、運営事業者が支援可能と判断していること

(2) 町長が特に必要があると認める児童

2 保護者の状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない状況については、次の各号のいずれかに該当することを要件とする。

(1) 家庭外（通勤を伴う）での就労等

保護者が昼間に週3日以上かつ週12時間以上家庭外で就労し、若しくは就労内定し、又は学校（学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校及びこれらに準ずる教育施設並びに職業訓練校に限り、通信制は除く。以下同じ。）に通学している場合

ただし、就労内定している場合、就労開始がわかる就労証明書（内定を含む）を提出し、入所後速やかに就労先が確認できる書類（社員証又は健康保険証等）を提示するものとする。

(2) 家庭内での就労

保護者が昼間に週3日以上かつ週12時間以上家庭内で就労（家事を除く。）している場合

(3) 疾病、負傷、障がい

保護者が疾病若しくは負傷している又は障がいを有する場合

(4) 親族の看護、介護

保護者が親族の看護又は介護を行っている場合

ただし、親族が病院に入院中又は施設に入所中であるときは、常時付き添いが必要な場合のみとする。

(5) 災害

火災、風水害、その他災害により居宅等を失い、その復旧に当たっている場合

(6) 町長が特に必要があると認める場合

3 入所手続並びに入所審査及び入所判定

(1) 4月1日からの入所に係る入所手続並びに入所審査及び入所判定

当初申込期間内に要綱様式第1号に定める加入申込書、入所に関する確認書（同意書）及び入所審査及び入所判定に必要な添付書類（以下「申込書等」という。）を提出するものとする。

入所審査は、次の四段階で行うものとする。

a. 第一次審査

1年生から3年生までの間の児童を対象に、当初申込期間内に提出された申込書等について、より低学年から順に、学年ごとに審査し、入所資格要件に該当する児童はすべて入所する児童として決定する。

b. 第二次審査

4年生から6年生までの間の児童であって第一次審査で入所する決定がされた児童に弟又は妹のいる児童を対象に、当初申込期間内に提出された申込書等について、より低学年から順に、学年ごとに審査し、入所資格要件に該当する児童はすべて入所する児童として決定する。

c. 第三次審査

4年生から6年生までの間の児童であって第二次審査で対象とならなかった児童を対象に、当初申込期間内に提出された申込書等について、より低学年から順に学年ごとに審査し、入所資格要件に該当する児童はすべて入所する児童として決定する。

d. 第四次審査

第一次審査から第三次審査までで対象とならなかった児童を対象に、二次申込期間内に提出された申込書等について、第一次審査から第三次審査までの入所審査に準じて第一次審査から順に審査し、入所資格要件に該当する児童はすべて入所する児童として決定する。

なお、それぞれの審査段階において、入所資格要件に該当する同学年の児童をすべて入所すると決定したとしたときに定員数を超える場合に限り、別紙南関町児童クラブ入所判定基準に基づき入所判定を行う。

(2) 5月1日以降の入所に係る入所手続並びに入所審査及び入所判定

5月1日以降に入所を希望する場合、原則として、入所希望月の初日の1週間前の日（その日が閉庁日である場合、その前の閉庁日でない日）までに申込書等を提出するものとする。この場合、(1)に準じた入所審査及び入所判定を毎月行い、入所の可否を決定する。

なお、入所日は、原則として、毎月初日とする。

また、3月末日の1週間前の日（その日が閉庁日である場合、その前の閉庁日でない日）より後になされた申込については、原則として、5月1日に入所とする。

(3) 夏季休業期間の入所に係る入所手続並びに入所審査及び入所判定

夏季休業期間に入所を希望する場合、原則として、夏季休業期間の当初申込期間内に申込書等を提出するものとする。この場合、(1)に準じた入所審査及び入所判定を行い、夏季休業期間より前から継続して入所している児童を優先し、入所の可否を決定する。

4 退所手続

退所日は、原則として、毎月末日とする。

退所を希望する場合、原則として、退所希望月の末日の1週間前の日（その日が閉庁日である場合、その前の閉庁日でない日）までに退所届を提出するものとする。

5 再入所手続

入所決定を辞退し、又は年度途中で退所した後再入所を希望する場合、3(2)に準じた入所手続をもって再入所手続とする。

6 休所手続

月の初日から末日までの間に1日も利用しないことを希望する場合、原則として、休所希望月の初日の1週間前の日（その日が閉庁日である場合、その前の閉庁日でない日）までに休所届を提出するものとする。ただし、休所可能な期間は、原則として、1か月以内とする。1か月を超える期間の休所を希望する場合、入所待機その他の状況によっては、退所とする。

休所期間中は、やむを得ず月の途中で休所する場合のその月及び月の途中で休所から復帰する場合のその月を除き、利用者負担金の徴収をしない。

7 申込内容変更手続

提出された申込書等の内容に変更があった場合、速やかに申込内容変更届及び変更後の書類を提出するものとする。届の結果、入所資格要件を満たさなくなったときは、退所とする。

8 その他

- (1) 入所する児童クラブは、原則として、別表第1のとおりとする。
- (2) 南関文化児童クラブの定員数に空きがある場合で、他の児童クラブの入所を待機している申込者がいる場合、その申込者に南関文化児童クラブへの入所を案内する場合がある。
- (3) 南関文化児童クラブ以外の児童クラブの定員数に空きがある場合で、南関文化児童クラブの入所を待機している申込者がいる場合、その申込者に南関文化児童クラブ以外の児童クラブへの入所を案内する場合がある。

別表第1

児童クラブ	対象児童
南関文化児童クラブ	南関第二小学校又は南関第四小学校に在学する児童
南関一小児童クラブ	南関第一小学校に在学する児童
南関三小児童クラブ	南関第三小学校に在学する児童

別紙南関町児童クラブ入所判定基準

1 保護者の状況

類型及び細目		点数	
		父	母
① 家庭外就労等 (通勤を伴う)	1 週当たり35時間以上	10	10
	1 週当たり30時間以上	9	9
	1 週当たり25時間以上	8	8
	1 週当たり20時間以上	7	7
	1 週当たり12時間以上	5	5
② 家庭内就労 (自宅又は自宅と同一敷地内施設が職場)	1 週当たり35時間以上	9	9
	1 週当たり30時間以上	8	8
	1 週当たり25時間以上	7	7
	1 週当たり20時間以上	6	6
	1 週当たり12時間以上	4	4
③ 就学 (職業訓練含む)	上記①家庭外就労等を準用して適用した点数-2		
④ 疾病・負傷・障がい	入院中 (1 か月以上)	10	10
	常時寝たきり・精神・感染	10	10
	身障1・2級、療育A1・A2	10	10
	身障3級、療育B1	8	8
	身障4級、療育B2	7	7
	保育が困難との診断	10	10
⑤ 親族の看護・介護	入院に常時付き添い	10	10
	同居者の自宅看護又は介護	5	5
	身障1・2級、療育A1・A2	8	8
	身障3・4級、療育B1・B2	6	6
⑥ 災害	自宅の災害復旧に要する時間を基に上記①家庭外労働を準用		

ひとり親の場合、その者の点数を2倍とする。1人につき2項目以上に該当する場合は、点数が高い方を適用する。就労の時間については、就労証明書に記載の時間とする。

2 調整指数

家庭の状況に応じて、次の調整指数を加算する。

状況		点数
①	生活保護世帯又はひとり親世帯若しくは離婚調停中で配偶者と別居している世帯 (同一の建物に居住している祖父母がいる場合を除く)	4
②	保護者の通勤にかかる時間 (家庭外労働で週5日以上該当する場合に限る。 保護者のうち早い方を適用する。)	終業時刻に片道の通勤時間を加えた時刻が17時以降となる場合
		終業時刻に片道の通勤時間を加えた時刻が18時以降となる場合
③	障がいを有する児童等が入所を希望する場合	3
④	入所決定を辞退し、又は年度途中で退所した後再度入所申込をした場合	-3

3 入所審査及び入所判定に必要な添付書類

保護者の状況の 類型及び細目		必要添付書類
① ・ ②	就労・自営 ※内定・予定を含む	・就労証明書 ※所定の用紙に雇用主(事業主)が証明したもの ・自営業(個人事業主)及びその専従者は、事業主の確定申告書の控えのコピー
③	就学	・在学証明書(学生証)等のコピー
④	疾病・負傷・障がい	・医師による診断書のコピー ※入所資格要件の判断ができる内容の記載があるもの ・障害者手帳のコピー ※障害者手帳のコピーを提出する場合は、医師による診断書の提出は不要
⑤	親族の看護・介護	・看護又は介護を受けている人の医師による診断書のコピー ・障害者手帳のコピー又は介護を必要とすることを証明できるもの ※介護保険認定書等、看護期間の記載があり、病状等がわかること
⑥	災害	災害の度合いが確認できる罹災証明書等

状況		必要添付書類
①	離婚調停中	離婚調停中と判断できる書類(調停期日等呼出状又は家庭裁判所における係属証明書のコピー等)
③	障がいを有する児童等	身体障害者手帳若しくは療育手帳又は障害福祉サービス受給者証のコピー又は医師による診断書のコピー

ここに定めるほか、必要により要件等を証する書類等の提出を求める場合がある。

4 判定方法

「保護者それぞれの状況の点数(ひとり親の場合、その保護者の点数の2倍とする。)+調整指数」を算定し、点数が高い順に決定する。

点数が同点の場合、「5 同点数で並んだ場合の判定基準」を基に決定する。

5 同点数で並んだ場合の判定基準

同点数となった児童の間の調整において、優先度の考え方は次のとおりとし、このほかの状況を含めて総合的に勘案して町が判定する。必要に応じて、聞き取りや調査を行う。

優先度の考え方	状況
高い	他に入所している(入所を予定している)1年生から3年生までの児童の弟又は妹がいる
高い	ひとり親である
高い	児童が障がいを有する児童等(調整指数③に該当する児童)である
高い	終業時刻に片道の通勤時間を加えた時刻が18時以降となる(2調整指数②下段に該当する)
高い	保護者が単身赴任中である
低い	児童と同一の建物又はその近隣に居住している祖父母で、昼間その自宅にいる
低い	家庭内労働者を含む世帯